

五島市橋梁個別施設計画

令和4年3月



五島市役所 建設管理部 建設課

老朽化対策における基本方針

1 巡目点検でⅢ判定であった橋梁について優先的に補修を実施しているところですが、令和4年3月末現在、修繕が完了していないⅢ判定の橋梁が20橋あります。これらの橋梁については、令和5年度に修繕完了する計画としています。

Ⅲ判定橋梁の修繕完了後は、予防保全型へ移行するとともに、橋梁毎に管理区分及び管理方針を設定し、合理的な維持管理と費用の縮減を図りながら長寿命化を図ります。

また、五島市が管理する橋梁の中には、供用開始当時に比べ利用状況が著しく減少している橋梁もあることから、現在の利用状況を把握したうえで、橋の統合や廃止を視野に入れ、管理コストの低減に向けた維持管理を行っていきます。

新技術等の活用方針

修繕工法の選定にあたっては、従来工法だけでなく NETIS 等を活用しながら新材料や新工法の動向を把握し、新技術を積極的に検討し施工の効率化とコスト縮減に努めます。

橋梁点検にあたっては、ドローン等を利用した新技術の活用を積極的に検討し、点検作業の効率化とコスト縮減に努めます。

費用の縮減に関する具体的な方針

橋梁の諸元や交通量などを考慮した管理区分を橋梁毎に設定し、合理的な維持管理と費用の縮減に努めます。

橋梁点検においては、橋梁点検車が不要な橋梁や特殊な構造ではない橋梁について、年間約 100 橋の直営点検を実施していますが、橋梁数が多いことに加え、移動時間等により作業時間を要している状況であるため、令和 6 年度から令和 10 年度にかけての 3 巡目点検からは地理的条件を考慮するなど、点検ルートを見直すことで効率化を図るよう R3 年度から R5 年度で調整を行っていきます。

また、五島市が管理する橋梁は、全体のおよそ 6 割が橋長 5m 以下の小規模な橋梁となっています。簡易なコンクリート剥離等が見受けられた場合は、直営による断面修復等の補修を橋梁点検と併せて常習化することで小規模橋梁の長寿命化を図り、維持管理コストの縮減に努めていきます。

管理区分の設定

管理区分		該当橋梁	管理方針
S	重要管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 跨道橋 ・ 長大橋（橋長 100m 以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者へ被害を及ぼす可能性がある跨道橋や、損傷が進行すると莫大な費用がかかる長大橋は、損傷が進行する前に補修を実施し予防保全を図る。
A	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋長 20m 以上 ・ 鋼橋 ・ 交通量が多い、公共性が高い ・ 橋梁以外の迂回路が無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の通行利用を確保するために損傷がある程度進行した時点で補修を実施し予防保全を図る。
B	事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な橋梁 ・ 利用者は限定的だが、生活に欠かせない橋梁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷が顕著になるまでは大規模な補修は実施しないが、Ⅲ判定になった場合は補修を実施する。
C	経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要度が低い橋梁 ・ 橋梁の先に施設や人家等が無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検等による経過観察は行うが、修繕は基本的に実施しない。 ・ 橋梁の健全性に問題が生じた際には、通行止めや廃止も含めて対策を検討する。
D	廃止検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に重要度が低い橋梁 ・ ほぼ利用されていない橋梁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に修繕は行わず、廃止を検討する。